

流域治水とは

近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しています。これまでの治水対策は河川整備が主体でしたが、これからはハード（物理的）だけでは浸水被害をなくすることは難しいと言われています。

今後は、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」が必要となります。

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削（かどくっさく）
- ・堤防の整備
- ・調整池等の整備
- ・雨水貯留施設の整備
- ・田んぼダムの推進
- ・ため池等の活用 など

2 被害対象を減少させるための対策

- ・住まい方の工夫
- ・災害危険区域の指定
- ・土地の利用規制 など

3 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・避難体制の強化
- ・排水機場の能力向上
- ・きめ細やかな情報発信 など

流域治水イメージ▶
国土交通省HPより



流域治水の取り組み

河川管理者である県と市の取り組みは次のとおりです。

県の取り組み

◎ハード対策

- ・河川整備



▲一宮川

◎ソフト対策

- ・雨水浸透阻害行為に伴う許可（一宮川流域）

■ 特定都市河川に指定されることにより、雨水浸透阻害行為（面積1,000m²以上）に対して、雨水貯留浸透施設の設置及び知事の許可が必要になる。（開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を求めるもの）

雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない）

- ① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために付いた土地の形質の変更
（農地 → 宅地）
- ② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置
（農地 → 太陽光発電施設）
- ③ ローター等により土地を締め固める行為
（原野 → 資材置場（木置場））
- ④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）
（資材置場（木置場） → 駐車場）

「宅地等」に含まれる土地：
宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：
山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

市の取り組み

◎ハード対策

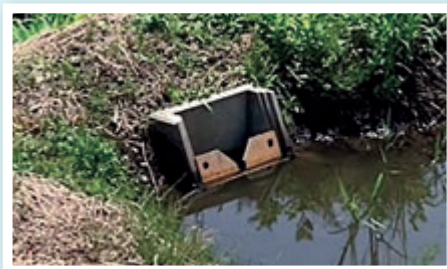
- ・準用河川および排水路の改修
- ・排水ポンプの整備
- ・雨水管の整備



▲排水機場の整備

◎ソフト対策

- ・田んぼダムの推進
- ・ため池の活用
- ・浸水防止対策事業補助
- ・雨水貯留施設等設置工事補助
- ・きめ細やかな情報発信 など



▲田んぼダムの落水桟

問合せ 土木建設課（7階） ☎（20）1536 FAX（20）1605

※次回の掲載は、10月15日号を予定しています。